

相模原市学校給食費調整基金条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 8 号

相模原市学校給食費調整基金条例

(設置)

第 1 条 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において市が実施する学校給食に係る学校給食用物資(以下「学校給食用物資」という。)の調達のため、相模原市学校給食費調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、学校給食用物資の調達に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。